

学校法人玉川学園玉川KG-Net運用規程

(平成10年7月1日制定)

(目的)

第1条 学校法人玉川学園（以下「本法人」という。）玉川KGNet（以下「TKGNet」という。）は、公共性の高い開かれたネットワークとして運営を目指すものであり、学術研究・教育活動及びその支援活動に加えて学校運営の円滑な遂行を支援するとともに、研究教育機関としてネットワーク社会における社会的役割を果たすことを目標とする。

本規程は、TKGNetの公正かつ円滑な運営に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 TKGNetとは、本法人に構築された次の各号で構成するコミュニケーション環境の総体をいう。

- (1) 本法人敷地内に設置された学内情報ネットワークシステム
- (2) 前1号のネットワークシステムに接続されたコンピュータシステム
- (3) 前2号のコンピュータシステムを基点としたコミュニケーション環境

(運営)

第3条 TKGNetの運営に係る重要事項は、玉川学園情報システム委員会の議を経て理事長が決定する。

- 2 第2条第1号の運営・管理は総務部が行う。
- 3 第2条第2号及び第3号の運営・管理は、コンピュータシステムを設置し管理を行っている責任者（以下「設置管理責任者」という。）が行う。本項の設置に関する事項は総務部長が定める。

(利用)

第4条 TKGNetの利用は次の1号から3号までとし、1号及び2号に該当するものを以下「ネットワーク利用者」という。

- (1) 第2条第1号のネットワークシステムに通信機器、コンピュータシステムを物理的に接続した利用者による利用
 - (2) 前1号において接続されたコンピュータシステムに利用登録された特定利用者による利用
 - (3) 前1号において接続されたコンピュータシステムで公開されたデータの利用
- 2 利用に関する事項は総務部長が定める。

(利用資格)

第5条 TKGNetの利用資格は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号に該当するネットワーク利用者は、本法人の教職員又は総務部長が特に利用を認めた者とする。
- (2) 第4条第2号に該当するネットワーク利用者は、設置管理責任者が定める。

(遵守事項)

第6条 ネットワーク利用者は第1条に定める目的に沿って利用するとともに、以下の事項を守らなければならない。

- (1) TKGNetの利用によって発生した事故その他損害を受け又は与えたことに関する責任は、その利用者が負う。
- (2) ネットワーク利用に際し異常等が見つかった場合は、ただちに総務部に連絡しその指示に従う。
- (3) 設置管理責任者は、総務部長からの要求に対し、第2条第2号のコンピュータシステムの運営管理方法に係る情報を提供しなければならない。

(禁止行為)

第7条 ネットワーク利用者は、以下の行為をしてはならない。

- (1) 第1条に定める目的以外の利用行為
- (2) 犯罪・違法行為又はそれに準ずる行為
- (3) 迷惑行為、公序良俗に反する行為
- (4) ユーザ名やパスワードを不正に使用する行為
- (5) コンピュータウイルス等有害なプログラムを故意に作成・配布する行為
- (6) 他のシステムや個人の機密を犯す行為
- (7) TKGNetの正常な運営を妨げる行為
- (8) 著作権等の知的所有権を侵害する行為
- (9) 本法人の不利益となるような行為
- (10) 学校活動に付随する営利行為以外の営利を目的とした行為

(利用の取消し)

第8条 ネットワーク利用者が前条の規程に反する行為を行った場合、又はTKGNetの運用上不適当と認められる行為を行い改善が認められない場合、理事長の諮問により玉川学園情報システム委員会の審議を経て総務部長が、ネットワーク利用の取消し又は設置管理責任者へのネットワーク利用の取消しを行うことができる。

(保全・危機管理)

第9条 総務部長は、TKGNet に異常が発生し正常な運用に支障を来たす場合又はそのおそれがあると判断した場合、TKGNetの運用を一時停止することができる。

- 2 総務部長は、前項によりTKGNet を一時停止した時はすみやかに理事長及び玉川学園情報システム委員長に報告しなければならない。

(監査)

第10条 理事長は、監査人を指名し、第3条第2項及び第3項の運営についてTKGNet の目的に反した運営管理を防止するため監査を行うことがある。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、玉川学園情報システム委員会の議を

経ることとする。

(事務主観)

第12条 本規程に係る事務主管は、総務部ICT基盤推進課とする。

(その他)

第13条 本規程に定めのない事項又はこの規程による運営が難しい事項がある場合は、玉川学園情報システム委員会の議を経て理事長が決定する。

附 則

この規程は平成10年7月1日から施行する。